

公安委員会 説明資料No. 1	「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について	令和8年1月29日 交 通 局
--------------------	---------------------------------------	--------------------

1 概要

(1) 趣旨

- 住所変更ワンストップサービス等を利用するためには、申請者は、マイナンバーカードに搭載された署名用電子証明書の提出のほか、国家公安委員会が地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）から最新の住所情報等の提供を受けることについての同意をしている必要がある。
- 現在、この同意については、マイナンバーカードに搭載された署名用電子証明書により確認されるものに限られているが、今般、J-LISのシステム改修により、スマートフォンに搭載された署名用電子証明書によっても確認することが可能となる。
- このため、マイナポータル（※）を利用して行う同意について、同証明書を利用して行うことが可能となるよう、道路交通法施行規則の一部を改正することに当たり、意見公募手続を行うもの。
（※） デジタル庁が所管する個人向け行政サービスのオンライン窓口。「情報提供等記録開示システム」（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）。

(2) 主な改正内容

住所変更ワンストップサービス等の利用手続において、国家公安委員会が最新の住所情報等の提供を受けることに対する同意をマイナポータルを経由して提出する場合に、従来の個人番号カード用署名用電子証明書に加え、移動端末設備用署名用電子証明書を利用して同意を提出することができることとする（新府令第21条の14）。

2 期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月28日（土）まで（30日間）

3 施行期日

令和8年3月下旬（予定）

公安委員会 説明資料No. 2	令和7年における「仮装身分捜査」 の実施状況について	令和8年1月29日 刑事局
--------------------	-------------------------------	------------------

1 経緯

SNS等のインターネット上において犯罪実行者が募集された上で実行される犯罪に的確に対処するため、捜査員がその身分を秘して募集に応じ、検挙等につなげる「雇われたふり作戦」を行う場合において、架空の本人確認書類等を使用する「仮装身分捜査」を適正かつ実効的に実施するに当たっての手續その他の遵守事項を令和7年1月に定め、「仮装身分捜査」を開始したものの。

2 令和7年における仮装身分捜査の実施状況

○ 仮装身分捜査実施件数

13件

○ 検挙

強盗予備、詐欺未遂で4件5名の被疑者を検挙した。

・強盗予備1件2名

・詐欺未遂3件3名

○ 被害防止

7件（検挙4件を含む）

3 今後の対応

引き続き、実行犯の検挙、被害の未然防止、指示役や首謀者の特定に向け、仮装身分捜査を適切に実施する。

公安委員会 説明資料No. 3	犯収法に基づく経済産業大臣及び東京都知事への意見陳述の実施について	令和8年1月29日 刑 事 局
<p>1 概要</p> <p>国家公安委員会が、<u>犯収法違反の事実が認められた宝石・貴金属等取扱事業者及び行政書士法人について、それぞれを所管する経済産業大臣及び東京都知事に対し、当該違反の是正のための措置を執るべきことを各事業者等に命ずる必要がある旨の意見陳述を行うもの。</u></p> <p>※ 宝石・貴金属等取扱事業者に係る意見陳述は、犯収法施行後1例目（初）</p> <p>※ 行政書士・行政書士法人に係る意見陳述は、2例目（今回は平成24年）</p> <p>2 経済産業大臣に対する意見陳述</p> <p>(1) 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道警察が検挙した住宅侵入窃盗事件の捜査過程において、被疑者が窃取した金貨等を買取った宝石・貴金属等取扱事業者が、犯収法に基づく取引時確認等をしていなかった事実を把握。 ○ 令和7年11月に当該事業者に対して関連資料の提出を求めるなどして調査を実施したところ、調査対象とした60件の取引のうち、4件の取引時確認義務違反、全件の確認記録作成義務違反を把握。 <p>(2) 今後の予定</p> <p>本年2月中に経済産業大臣に対する意見陳述を実施予定。</p> <p>3 東京都知事に対する意見陳述</p> <p>(1) 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長野県警察が検挙した覚醒剤取締法違反事件の捜査過程において、被疑者が設立した合同会社名義の口座がSNS型投資詐欺に利用されており、当該合同会社の設立に際して定款作成を代行した行政書士法人が、犯収法に基づく取引時確認等をしていなかった事実を把握。 ○ 令和7年11月に当該行政書士法人に対して関連資料の提出を求めるなどして調査を実施したところ、調査対象とした94件のうち、全件の取引時確認義務違反、全件の確認記録作成義務違反を把握。 <p>(2) 今後の予定</p> <p>本年2月中に東京都知事に対する意見陳述を実施予定。</p>		

公安委員会	令和7年における日・米重大犯罪防止対処	令和8年1月29日
説明資料No. 4	協定(PCSC協定)の実施状況について	刑事局

1 協定について

「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（以下「PCSC協定」という。）は、査証免除制度の下での安全な国際的渡航を円滑化し、及び日・米両国の国民の安全を強化するため、必要な指紋情報等を交換する枠組みを定めたもの（平成31年1月5日発効）。

2 令和7年中のPCSC協定の実施状況

「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の適正な実施の確保に関する規則」（平成30年国家公安委員会規則第16号、以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、PCSC協定の実施状況（令和7年中）について、以下のとおり報告する。

- | | |
|--|-----|
| (1) 警察庁が第一次照会で指紋情報の記録があるとして自動回答した件数
(規則第7条第1項第1号関係) | 1 件 |
| (2) 前記回答の第二次照会がないことに対する照会目的の説明を要請した
件数（規則第7条第1項第2号関係） | 0 件 |
| (3) 合衆国連絡部局からの第二次照会の件数（規則第7条第1項第3号関
係） | 0 件 |
| (4) 合衆国連絡部局への第二次照会の回答の利用結果について通報を要請
した件数（規則第7条第1項第4号関係） | 0 件 |